

宇都宮市防災協力事業所等登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模災害時において、事業所等が保有する施設、資機材、組織力等の防災能力や資源の提供を受けることにより、市、事業所等、地域が連携した防災協力体制の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、地域の救援活動に協力する意欲のある事業所等を登録し、その登録状況を広く市民に公表する、宇都宮市防災協力事業所登録制度（以下「制度」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 地震災害、台風若しくは集中豪雨その他の風水害、又は列車事故その他の大規模な事故をいう。
- (2) 事業所等 宇都宮市に店舗、工場、事務所、営業所、活動拠点等を有するものをいい、法人格の有無は問わない。
- (3) 資源 資機材、不動産、設備、物品、人材（労務）等をいう。

(協力する期間)

第3条 事業所等が協力する期間は、大規模災害の発生した日から事業所等の本来の業務に支障のない日までの期間とする。

(登録要件)

第4条 市長は、次に掲げる要件のすべてを満たす事業所等を宇都宮市防災協力事業所として登録するものとする。

- (1) 制度の趣旨に賛同し、ボランティア精神に基づき自発的に登録を希望すること。
- (2) 別に定める基準に該当しないものであること。

(登録手続等)

第5条 制度に登録しようとする事業所等（以下「申請事業所」という。）は、防災協力事業所登録（変更）申請書（様式第1号）を、市長に提出するものとし、登録内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、第4条に基づいて審査し、登録することが適当であると認めるときは、防災協力事業所登録簿（様式第2号）に記録

し、申請事業所に対して登録証（様式第3号）を交付するものとする。なお、交付された登録証の扱いは次に掲げるところによるものとする。

- (1) 防災協力事業所として登録した事業所等（以下「登録事業所」という。）は、登録証を事業所等の見やすい箇所に付することができる。
- (2) 登録事業所は、登録証等を他人に貸与し、又は、譲渡してはならない。
- (3) 登録事業所は、登録証等を滅失、亡失、汚損、又は、き損（次号において「滅失等」という。）した場合は、速やかに市長にその旨を連絡するものとする。
- (4) 登録証等を滅失等した場合は、登録事業所は当該登録証等の再交付を受けることができる。なお、この場合において、滅失等が登録事業所の責に帰すものであるときは、その費用は登録事業所が負担するものとする。

（登録事業所の公表）

第6条 市長は、登録事業所の名称、所在地等を市ホームページその他の広報媒体を活用して公表するものとする。

（平常時の協力）

第7条 登録事業所は、大規模災害が発生していない平常時において、次に掲げる内容の協力を可能な範囲で実施するものとする。

- (1) 地域の防災訓練への参加
- (2) 地域の防災に関する会合等への参加
- (3) 地域活動への参加
- (4) 地域活動に対する事業所等の施設の提供
- (5) 自らが登録事業所であることを名刺等の印刷物に表示すること
- (6) 市民の防災意識の向上に努めること
- (7) その他防災上必要であること

（大規模災害時の協力）

第8条 登録事業所は、大規模災害時において、次に掲げる項目のうち協力することが可能な業務について、自らの判断で地域と連携して協力活動を実施するものとする。

- (1) 初期消火、救出救護、障害物の除去等に係る労務提供
- (2) 食料品、飲料水等の物資提供
- (3) 資機材等の貸出
- (4) 一時避難場所等の提供
- (5) その他防災上必要であること

2 市長は、大規模災害時において、登録事業所に救援活動を要請することができる。

(費用等)

第9条 防災活動により発生した費用については、本制度の趣旨に鑑み、第7条及び第8条の規定による協力活動の実施に要した費用は、登録事業所が負担するものとする。ただし、第8条第2項の規定による市長の要請による救援活動の費用については、市と登録事業所で協議し、市がこれを負担することが適当であると認める場合に限り、これを負担するものとする。

(登録期間)

第10条 登録事業所の登録期間は、登録証の交付の日から2年間とする。ただし、登録事業所から登録抹消の申出がない場合については、その期間満了日の翌日からさらに2年間延長するものとし、以後同様とする。

(登録の抹消)

第11条 市長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業所の登録を抹消するものとする。

- (1) 廃業又は休止したとき。
- (2) 登録事業所を第三者に譲渡又は売買し、引き続き防災協力の意思が確認できないとき。
- (3) 第4条に規定する登録要件を満たさないこととなったとき。
- (4) 登録事業所が防災協力事業所登録抹消届（様式第4号）を市長に提出し、登録事業所の登録の抹消を申し出たとき。
- (5) その他登録事業所を登録しておくことが適当でないと市長が認めたとき。

2 市長は、登録事業所の登録を抹消するときは、防災協力事業所登録抹消及び登録証返還通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 前項の規定により、登録が抹消された事業所等は、速やかに登録証を市長に返還しなければならない。

(情報の交換等)

第12条 市及び登録事業所は、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

2 市長は、必要に応じて、市と登録事業所等の相互間の連携強化、情報交換及び連絡調整を図るため、連絡協議会を設置することができる。

(庶務)

第13条 制度に関する庶務は、行政経営部危機管理課が行う。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から適用する。